

写

30東監発第51号
平成31年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 飯田 武夫
東村山市監査委員 熊木 敏己

平成30年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	子ども家庭部子育て支援課、子ども家庭支援センター、子ども育成課、市立保育園7園
監査の範囲	平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成30年12月3日から平成31年2月25日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	市立保育園	平成31年 1月7日、8日
	所管課	平成31年 1月10日
説明聴取	監査室	平成31年 2月12日
講 評	監査室	平成31年 2月25日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

子育て支援課

1 指摘事項

(1) 東村山市里帰り出産等定期予防接種費補助金について

9月及び10月申請分の補助金の交付決定にあたり、規則で定める補助上限額を超えた金額で決定したケースや、税込金額で決定すべきところ税抜金額で補助金額を決定しているケースが見受けられた。適正な処理をされたい。

(2) 契約関係書類について

仕様書を添付していない契約書や単価契約において単価を記載しないまま契約締結しているなどの不備が見受けられた。
適正な処理をされたい。

子ども家庭支援センター

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

子ども育成課

1 指摘事項

● 備品について

事務所の実査において、事務備品が多数存在していたが、登録備品数は20品であり、事務所移転に伴う他所管の管理備品の所管換えの手続がなされていなかった。物品管理規則に基づき適切に処理されたい。

2 意見・要望事項

● 東村山市保育園連絡協議会補助金、東村山市私立幼稚園連絡協議会補助金及び私立幼稚園教職員研修補助金について

補助金の交付申請時や実績報告書の受理時には、添付図書も含めて、詳細に審査されたい。

市立保育園7園

1 指摘事項

● 契約関係書類について

決裁日の未記入や、契約書の契約保証金欄の記載が無いもの、添付図書の添付誤り、見積書の添付が無いものなど、不備が散見された。

契約事務の基本的な事項について、再度確認され、各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。

2 意見・要望事項

- 備品について

第二保育園、第六保育園の閉園時には、全ての備品について、物品管理規則に基づき、遺漏なく異動及び廃棄の事務処理をされたい。